第六十三条第一項第一号中「代理人」の下に「（以下この条において「申請人等」という。）」を加え、同条第四項第一号中「申請人又は代理人（以下この条において「申請人等」という。）」を「申請人等」に改める。

第七十三条第二項中「及び申請人」を「並びに申請人及び作成者」に改める。

第七十六条第一項中「方位」の下に「、縮尺」を加える。

第七十七条第一項中第八号を第九号とし、同項第七号中「（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）」を削り、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号

第七十七条第一項に次の一号を加える。

十　測量の年月日

第七十七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第八号」を「第一項第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合には、前項第七号及び第八号に掲げる事項に代えて、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値を記録しなければならない。

第七十九条第一項及び第八十二条第二項中「方位」の下に「、縮尺」を加える。

第八十三条第一項中「各階平面図には」の下に「、縮尺」を加える。

第八十五条第三項を次のように改める。

3　登記官は、前項の規定により同項各号に定める図面を閉鎖する場合には、当該図面が、第十七条第一項の電磁的記録に記録されているときは当該電磁的記録に閉鎖の事由及びその年月日並びに登記官の識別番号を記録し、土地図面つづり込み帳又は建物図面つづり込み帳につづり込まれているときは当該図面に閉鎖の事由及びその年月日を記録して登記官印を押印しなければならない。

第八十五条第四項中「保存した」を「保存する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該電磁的記録に登記の完了の年月日を記録しなければならない。

第八十六条第一項中「番号を付した上、当該地役権図面に当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない」を「その番号（以下「地役権図面番号」という。）を付さなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該地役権図面に当該地役権図面番号並びに当該申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。

第八十六条第二項中「前項の番号」を「地役権図面番号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項後段の規定は、地役権図面を第十七条第一項の電磁的記録に記録して保存する場合には、適用しない。この場合においては、当該電磁的記録に地役権図面番号及び登記の年月日を記録しなければならない。

第八十七条第二項中「第十二条第二項」を「第八十五条第三項」に改める。

第百三条第一項及び第百七条第二項中「第八十六条第一項の番号」を「地役権図面番号」に改める。

第百六十条の見出し中「地役権図面の番号」を「地役権図面番号」に改め、同条中「第八十六条第一項の番号」を「地役権図面番号」に改める。

第百九十九条を次のように改める。

第百九十九条　削除

第二百条第四項及び第二百一条第四項中「第百九十四条第三項」を「第百九十四条第二項及び第三項」に、「交付」を「交付の請求」に改める。

第二百五条第二項中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加える。

第二百三十一条第四項に次の一号を加える。

八　測量の年月日

第二百三十一条第五項中「基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値（近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値）」を「国土調査法施行令第二条第一項第一号に規定する平面直角座標系の番号又は記号及び基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値とする。

第二百三十一条第六項中「第七十七条第二項及び第三項」を「第七十七条第三項及び第四項」に、「第七十七条第二項中「前項第八号」を「第七十七条第三項中「第一項第九号」に改める。

附則第四条第一項中「第百九十九条」を「第百九十八条」に改める。

附則第八条第四項中「識別記号」を「識別番号」に改める。

別表一の地図番号欄の項中「地図の番号」の下に「又は図郭の番号」を加える。

（商業登記規則の一部改正）

第二条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「（副登記記録）」に改め、同条第一項中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長」を削り、「登記簿に記録されている事項と同一の事項の記録」を「登記記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副登記記録」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができないときは、前項の副登記記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登記記録に記録した事項は、登記記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、登記簿に記録した登記記録によって登記の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登記記録に記録した事項を登記記録に記録しなければならない。

第五条の見出し中「印鑑に係る記録等」を「印鑑記録等」に改め、同条中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第六条の見出しを「（副印鑑記録）」に改め、同条第一項中「及び登記官を監督する法務局又は地方法務局の長」を削り、「印鑑に係る記録と同一の事項の記録」を「印鑑記録に記録されている事項と同一の事項を記録する副印鑑記録」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　登記官は、印鑑記録によって印鑑の事務を行うことができないときは、前項の副印鑑記録によってこれを行うことができる。この場合において、副印鑑記録に記録した事項は、印鑑記録に記録した事項とみなす。

3　登記官は、印鑑記録によって印鑑の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副印鑑記録に記録した事項を印鑑記録に記録しなければならない。

第九条の二（見出しを含む。）、第九条の五第二項並びに第十一条第一項及び第七項中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第十八条第一項中「登記事項要約書」を「法第十一条の書面（以下「登記事項要約書」という。）」に改める。

第三十四条第六号及び第七号中「印鑑に係る記録」を「印鑑記録」に改める。

第百十条（見出しを含む。）中「又は会社分割」を「、会社分割又は株式移転」に改め、同条中「又は第十五条の二第二項」を「、第十五条の二第二項」に改め、「第三項」の下に「又は第十五条の三第二項」を加え、「又は吸収分割承継会社」を「、吸収分割承継会社」に改め、「新設分割による設立の登記」の下に「又は株式移転による設立の登記」を加え、「同法第十五条第四項ただし書（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）」を「同法第十五条第三項、第十五条の二第四項又は第十五条の三第三項において準用する同法第十条第八項ただし書」に改める。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第三条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第七十六条、第七十七条」を「第七十六条から第七十八条まで」に改める。